

平成四年(ワ)第二〇七五号、平成五年(ワ)第二二二五号
公式陳謝等請求事件

原告
被告 国

ほか七六名

第七準備書面

平成六年九月二二日

被告指定代理人

野本昌城
井上邦夫
宮崎芳久

法務省

田村厚夫
高橋宏之
塚本伊平
阿多麻子
竹中博司
野口成一
西村清典
近藤備敬
齋藤剛
望月文明
竹林経治

京都地方裁判所第一民事部 御中

被告は、従前認否を留保した請求原因の一部につき、本準備書面において、裁判所の理解に資するために、以下のとおり認否する。

一 請求の原因第一の二の7について（平成四年の第二〇七五号事件）

(一) 及び(二)は認める。

(三) (四)のうち、昭和二五年（一九五〇年）三月以降、飯野サルベージ株式会社が浮島丸の船体の後半部を引き揚げ、その中の一〇三柱の遺骨を回収したことは認めるが、その余は不知。

(五) (六)のうち、昭和二九年（一九五四年）一月以降、飯野重工業が船体の第二次の引揚げ作業を行い、そのとき引き揚げられた船体前半部から多数の遺骨が引き揚げられたことは認める。

(七) (八)のうち、遺骨が昭和三〇年（一九五五年）一月二一日呉地方復員部、昭和三三年（一九五八年）に厚生省引揚援護局に移され、昭和四六年（一

法 務 省

九七一年）に東京都目黒区所在の祐天寺に預託されたことは認めるが、その余は不知。

(九) (十)のうち、昭和四六年（一九七一年）一月及び同四九年（一九七四年）一二月に遺骨を返還したこと及び現在遺骨が祐天寺に保管されていることは認める。

なお、昭和五一年（一九七六年）一〇月にもさらに遺骨を返還しており、その結果、現在、祐天寺に預託されている遺骨は二八〇柱である。